

富山県  
災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン

このガイドラインは、豪雨や地震、噴火など県災害対策本部（※）が設置された災害が発生した場合において、安否不明者の氏名等の公表に関する基準等を定めるものである。

※富山県地域防災計画に定める県災害対策本部

## 1 公表基準

安否不明者等の氏名等の公表に関する基本方針は、以下のとおりとする。

〈基本的考え方〉

- ・県災害対策本部が設置された大規模な災害発生時であって、円滑な捜索・救助活動のために安否不明者の氏名等を公表する緊急性が認められる場合は、例外として家族の同意が得られない状況であっても、住民基本台帳の閲覧制限がない氏名等の個人情報を必要最小限の範囲で県がとりまとめて公表する。

被災者区分ごとに、下表のとおり家族等の同意などを確認し、公表の可否を決定する。

被災者区分	住民基本台帳の閲覧制限 ※1	家族等の同意	公表・非公表	公表・非公表の理由
安否不明者 (公表範囲は、氏名、住所(大字まで)、年齢、性別の範囲内)	制限なし	同意	公表	人の生命、身体又は財産を保護するために、緊急かつやむを得ないと認められるため (救出・救助活動に資する場合)
		個人情報保護条例に定める緊急時には同意確認せず ※2		
		不同意	非公表	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
	制限あり	—		
死者 (公表範囲は、氏名、住所(大字まで)、年齢、性別の範囲内)	制限なし	同意	公表	
		不同意	非公表	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
	制限あり	—		

※1 住民基本台帳の閲覧制限とは、配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付を制限されていることをいう。

※2 「緊急時のため同意確認せず」にて公表した後に、家族等から不同意の申し出があつた場合は、その時点から非公表とする。

「安否不明者」とは、行方不明者となる疑いのある者とする。

「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

## 2 公表に係る役割分担等

県 → 対象者の氏名等公表、公表内容に係る報道対応

市町村 → 家族等の意向確認、住基情報の確認、県への報告、報道対応

警察本部→ 人的被害の事実確認、県及び市町村との情報共有

※市町村が独自に公表することは妨げない